

令和 7年度予算見積調書

課室名：土地水政策課
 担当名：土地政策担当
 内線：2188 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業		
P28	地価調査事業施行費			一般会計	総務費	企画費	土地対策費	国土利用計画法施行事務費		
事業期間	昭和50年度～	根拠法令	国土利用計画法施行令第9条			針路	09 未来を見据えた社会基盤の創造	SDGsゴール	11	
						分野施策	0901 住み続けられるまちづくり	SDGsターゲット	11-3, 11-a	
1 事業の概要 都道府県地価調査事業は、国土利用計画法に基づき都道府県を実施主体として、昭和50年度から全国的に実施されている公的土地評価制度の1つである。 地価調査事業は、全国統一基準で設定された調査地点について毎年7月1日における標準価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で、都道府県知事が判定し結果を公表するものである。 この標準価格は、県民の土地取引の指標、公共用地の取得価格の算定基礎となり、公表することにより適正かつ合理的な地価形成及び土地取引が図られる。 地価調査事務 61,811千円				5 事業説明 (1) 事業内容 ア 地価調査事務 61,811千円 基準地の正常価格を判定するための地価調査(4月～9月)を行う。 基準地の地価(標準価格)について不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で、知事が判定し、結果を公表する。 (2) 事業計画 県内全域832地点における7月1日時点の地価(標準価格)を判定し、9月20日ごろ公表する。 宅地 829地点 林地 3地点 (3) 事業効果 判定された標準価格は、県民の土地取引の指標、公共用地の取得価格の基礎となり、また、価格を公表することにより、適正かつ合理的な地価形成及び土地取引が図られる。 【活動指標(アウトプット)】 県内全域832地点の地価の公表。 【成果指標(アウトカム)】 公表された最新の地価調査結果が一般の土地取引・評価・審査の公的指標となり、適正価格での土地取引・評価が促進される。 (4) 県民・民間活力、職員マンパワーの活用、他団体との連携状況 国家資格者である不動産鑑定士が鑑定評価を実施しているとともに、不動産鑑定士で組織された埼玉県不動産鑑定士協会の協力を得ながら、分科会形式による価格検討の実施をはじめ全県にわたる不動産のネットワークを利用して調査を実施している。						
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)										
3 地方財政措置の状況 普通交付税単位費用(包括算定分－人口－1企画費－(10)土地対策費)										
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 9,500千円×1.0人＝9,500千円										
予算額		財 源 内 訳						一般財源	前年との対比	
決定額	61,811							61,811	0	
前年額	61,811							61,811		

事業内訳書

事業名	地価調査事業施行費		
単位事業名	地価調査事務	予算額	61,811千円

○歳入

(単位：千円)

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
一般財源	61,811	0	
合計	61,811	0	

○歳出

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
報償費	110	0	地価調査意見交換会委員報酬 7人分
旅費	21	△49	会議出席 1回、現地調査 2回
需用費	385	△161	消耗品
役務費	73	△1	資料郵送代
委託料	61,209	210	地価調査事業委託料
使用料及び賃借料	13	1	地価調査意見交換会会議室使用料 1回
合計	61,811	0	